

地域体育館等の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

地域体育館（黒田トレーニングホールを含む）は、市内に14施設あり、市民スポーツの活動拠点として広く市民の皆様に利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額（主なもの）

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後	
		平日	土日祝	平日	土日祝
東山, 山科, 桂川, 伏見北堀, 醍醐, 右京, 下京	全面 1時間	1,570円	1,880円	2,350円	2,820円
左京, 中京, 吉祥院, 久世, 伏見東部, 伏見北部		830円	940円	1,240円	1,410円
黒田トレーニングホール		620円		930円	

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 94%

<支出> 1施設1時間当たり 4,180円（総額 2.4億円）

運営経費 4,180円

<収入> 1施設1時間当たり 2,750円（総額 1.6億円）

利用料金 (改定前) 1,840円 (44%) (改定後) 2,750円 (66%)	(改定前) 差額 2,340円 (56%) (改定後) 差額 1,430円 (34%) <hr style="border: 2px solid orange;"/> 市民の税金で負担（公費で負担）
---	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり 4,180円のご負担が必要なところ、公費で2,340円負担することで1,840円に軽減

改定後も1,430円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

地域体育館等の利用料金上限等改定額

1 施設料金（改定率 50%）

施設名称	単位	利用料金	
		平日	土日祝
東山, 山科, 桂川, 伏見北堀, 醍醐, 右京, 下京	全面1時間	2,350	2,820
	2分の1面1時間	1,240	1,410
	4分の1面1時間	610	780
左京, 中京, 吉祥院, 久世, 伏見東部, 伏見北部	全面1時間	1,240	1,410
トレーニングルーム(山科, 伏見北堀) ※宝が池体育館, 横大路体育館も同一	1人1回	460	
	1人1月	(新設) 4,600	
会議室 (東山, 山科, 下京, 右京, 桂川, 醍醐)	1時間	780	

2 付属設備（改定率 5%）

区分	単位	利用料金
補助いす	1脚につき1回	100
長机		210
有料ロッカー	1個1回につき1日	100
温水シャワー設備	1個につき1回	100
放送設備	1式につき1時間	610
卓球台		210
ニュースポーツ用具		210
支柱及びネット	バトミントン用	210
	バレーボール用	1組につき1時間 430
	テニス用	650
バスケットボール用ゴール	1台につき1時間	320

3 開館時間外の利用料金（新規）

開館時間外に体育室を利用する場合の利用料金の上限額を、各利用料金の3倍に相当する額とします。

4 運動競技以外の利用料金（新規）

体育室を運動競技場以外の目的に使用する場合における利用料金の上限額を、各利用料金の2倍に相当する額とします。

5 入場料を徴収する場合の利用料金（新規）

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15（注）に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15（注）に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。